

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部中央公民館 No.001

処 分 名	公民館施設の使用の許可
処 分 の 概 要	公民館施設を使用しようとするときは、館長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等・条項	社会教育法第 24 条、春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号）第 6 条、春日部市公民館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 5 号)第 9 条・第 12 条、春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例第 3 条
審 査 基 準	施設の使用が次の (1)から(5)の要件のいずれかに該当するときは、使用が許可されません。また、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付すことがあります。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するとき (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき (6) 暴力団等の利益になると認められるとき (7) その他管理上支障があるとき ① 公民館の設置目的である生活文化の振興、社会福祉の増進の推進に反すると認められるとき ② 定員を超える使用のとき ③ 大音響を発する機器や火器の使用、又は煙、臭気、騒音、振動等を発生させる使用をする場合で、これに対する対策が不十分であり、他の使用者に不快感を与え、若しくは危険が及ぶおそれがあると認められるとき ④ 身体の危険を伴う、若しくは危険の及ぶおそれのある行為を伴う使用をする場合で、これに対する対策が不十分であり、他の使用者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ⑤ 未成年者の教育上支障があると認められるとき ⑥ 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき など
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）

申 請 時 期	(1) 中央公民館講堂兼体育館（講堂として使用しようとするとき。 （条例別表第1に規定する中央公民館の施設を同時に使用するときは、これを含む。）） 使用する日が属する月の6か月前の月の初日 (2) 中央公民館ギャラリー 使用する日が属する月の6か月前の月の初日 (3) 庄和地区公民館大ホール等（条例別表第3に規定する施設（附帯して庄和地区公民館の音楽室又は集会室を同時に使用するときは、これを含む。））を使用するとき 使用する日が属する月の6か月前の月の初日 (4) その他の施設 使用する日が属する月の2か月前の15日。ただし、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による抽選の当選者にあつては、使用する日が属する月の3か月前の15日から28日の間及び使用する日が属する月の2か月前の15日から28日の間とする。
申 請 方 法	各公民館の窓口へ提出
備 考	公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■社会教育法 第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。 ■春日部市公民館条例 第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するとき。 (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。 (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。 (6) その他管理上支障があるとき。 3 館長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

■春日部市公民館条例施行規則

第9条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館使用申請書（様式第1号）、春日部市中央公民館ギャラリー使用申請書（様式第2号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用申請書（様式第3号）（以下これらを「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

（1） 中央公民館講堂兼体育館（講堂として使用しようとするとき。
（条例別表第1に規定する中央公民館の施設を同時に使用するときは、これを含む。）） 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

（2） 中央公民館ギャラリー 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

（3） 庄和地区公民館大ホール等（条例別表第3に規定する施設（附帯して庄和地区公民館の音楽室又は集会室を同時に使用するとき、これを含む。））を使用するとき 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

（4） その他の施設 使用する日が属する月の2か月前の15日。ただし、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による抽選の当選者にあつては、使用する日が属する月の3か月前の15日から28日の間及び使用する日が属する月の2か月前の15日から28日の間とする。

3 館長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春日部市公民館使用許可書兼領収書（様式第4号）、春日部市中央公民館ギャラリー使用許可書兼領収書（様式第5号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用許可書兼領収書（様式第6号）（以下これらを「許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

4 条例第6条第1項又は条例第8条第3項の規定により、使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに許可書を提示するとともに、春日部市公民館使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書（様式第7号。以下「変更等申請書」という。）を館長に提出しなければならない。ただし、使用する日を変更しようとする場合は、第2項の規定を準用する。

（1） 第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる施設 使用する日の30日前

（2） その他の施設 使用する日の7日前

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

5 館長は、前項の変更等申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市公民館使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書（様式第8号。以下「変更等許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

6 公民館の使用の許可を受けた者は、使用を開始する際に許可書（前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書）を提示し、係員の指示に従わなければならない。

7 公民館の施設及び附属設備（中央公民館ギャラリーを除く。第17条において「施設等」という。）を引き続いて使用することができる期間は、1日とする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

第12条 前条の附属設備を使用するときは、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館体育設備使用申請書（様式第9号）、春日部市中央公民館陶芸窯使用申請書（様式第10号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用申請書（様式第12号）を館長に提出しなければならない。ただし、この申請書は、使用する日の1か月前から受付けるものとする。

3 館長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、前条に基づく使用料を徴収し、春日部市公民館体育設備使用許可書兼領収書（様式第13号）、春日部市中央公民館陶芸窯使用許可書兼領収書（様式第14号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用許可書兼領収書（様式第16号）を使用者に交付するものとする。

4 別表イの附属設備のうち講堂移動観覧席については、第1項から第3項までの使用許可の手続きによらず、別に館長が指定した方法によるものとする。

5 附属設備の使用の許可を受けた者が、許可事項を変更し、又は取消しようとするときは、第9条第4項及び第5項の規定を準用する。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

第3条 公共施設の管理者（以下「管理者」という。）は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

2 管理者は、既に公共施設の使用の許可をしている場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。この場合において、当該使用者に損害が生ずることがあっても、管理者は、その賠償の責めを負わない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部中央公民館 No.002

処 分 名	公民館施設の使用許可の取消し
処 分 の 概 要	館長は、公民館施設の使用許可を取り消すことができます。
根拠法令等・条項	社会教育法第 24 条 春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号）第 8 条第 3 項
審 査 基 準	館長は、使用者から取消しの申出があったときは、使用許可を取り消すことができます。
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	使用許可後随時
申 請 方 法	各公民館の窓口へ提出
備 考	
根拠法令及び 関係法令等の抜粋	■ 社会教育法 第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。 ■ 春日部市公民館条例 第8条 3 使用者は、許可に係る施設等を使用しなくなった時は、当該許可の取消しを申し出ることができる。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:社会教育部中央公民館 No.003

処 分 名	公民館施設の使用料の減免
処 分 の 概 要	公民館を使用しようとする者は、市長が必要と認めたときは、使用料を減額又は免除されます。
根拠法令等・条項	社会教育法第 24 条、春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号）第 15 条、春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年条例第 33 号）
審 査 基 準	使用料の減免を受けるのは、次のいずれかに該当する必要があります。 (1)本市が主催又は共催する事業のために使用する場合 (2)春日部市立小・中学校の教育課程に基づく教育活動のために使用する場合 (3) 障害者等のみで使用する場合 (4) 障害者団体が使用する場合
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	使用する日の 7 日前までに
申 請 方 法	各公民館の窓口へ提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■社会教育法

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

■春日部市公民館条例

第15条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市公民館条例施行規則

第13条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1)本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2)春日部市立小・中学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

第3条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等:社会教育部中央公民館 No.004

処 分 名	公民館の使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、公民館の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付します。
根拠法令等・条項	社会教育法第 24 条、春日部市公民館条例（平成 17 年条例第 180 号）第 16 条 春日部市公民館条例施行規則（平成 17 年規則第 5 号）第 15 条
審 査 基 準	◎次の（1）～（3）の要件のいずれかに該当した場合、公民館の使用料が還付されます。 （1）管理上特に必要があるため、使用の許可を取り消されたとき。 ・点検・補修等、施設の維持管理が必要となる場合 （2）使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができないとき。 ・台風、大雪などにより来館することが困難な場合 ・災害などにより施設自体が使用できない場合 ・事故などにより公共交通機関が利用できない場合 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める対策に起因する理由の場合 など （3）その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 5 月 8 日）
申 請 時 期	使用する施設により、使用する日の 30 日前又は 7 日前までに
申 請 方 法	各公民館の窓口へ提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■社会教育法

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

■春日部市公民館条例

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を使用することができないとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

■春日部市公民館条例施行規則

第15条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付
- (2) 第9条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる施設において、使用する日の30日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) 第9条第2項第4号に掲げる施設において、使用する日の7日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付